令和７年４月１０日

第２２回水俣市農業委員会

第２２回水俣市農業委員会

１　開催場所　　庁舎２階会議室ＡＢ
２　開催日時　　令和７年４月１０日
　　開会　　９時３０分
　　閉会　　１０時１１分
３　出席委員
　農業委員　　１３名　　１番　坂本　隆司　君　　９番　戸次　治夫　君
　　２番　竹下　正治　君　　１０番　稲田　祐市　君
　　３番　中村　清治　君　　１１番　廣島　康雄　君
　　４番　金田一充章　君　　１２番　前田　仁　君
　　５番　渕上　正嗣　君　　１３番　山下　隆敏　君
　　６番　寒川　勝　君　　１４番　鬼塚　浩三　君
　　７番　山内　英明　君
　推進委員　　１４名　　１５番　宮森　功房　君　　２２番　池田　郁雄　君
　　１６番　蒔元　政廣　君　　２３番　松本　公昭　君
　　１７番　竹本　義幸　君　　２４番　森下　義孝　君
　　１８番　嶋田　一成　君　　２５番　坂口　新一　君
　　１９番　岡本　成道　君　　２６番　山口　初憲　君
　　２０番　中村　幸充　君　　２７番　古里　君廣　君
　　２１番　鐘ヶ江鼓子　君　　２８番　山澤　親德　君
４　欠席委員
　農業委員　　１名　　８番　西本　和代　君
　推進委員　　０名
５　議事日程
　第１　　議事録署名委員の選出
　第２　　議第７３号　非農地判定について
　　議第７４号　農地法第３条の許可申請について
　　議題７５号　農地法第５条の許可申請について
６　農業委員会事務局
　局　　長　　山村　良一
　主　　幹　　遠山　悦史
　主　　任　　竹下　侑志
　主　　任　　山本　千夏

議　長 （坂本隆司君）	只今より、第２２回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、１３名です。 欠席者は８番、西本委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、５番、渕上委員、６番、寒川委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、１４名です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、７番、山内委員にお願いします。
７番委員 （山内英明君）	農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。
議　長	続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、議長。
議　長	はい、事務局。
事務局 （遠山悦史君）	報告事項について、御説明、申し上げます。 報告事項（１）農地転用許可後の工事の完了について、でございます。 議案書は、１ページになります。 ２件ございます。 転用目的は、記載のとおりです。 表の左から２列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で、許可を受けた件につきまして、右側から２列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。 そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員及び事務局で現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので、御報告申し上げます。 次に、報告事項（２）許可不要転用について、一時転用、期間延長、でございます。 議案書は、２ページになります。 １件でございます。 届出人は、記載のとおりでございます。 土地の所在、地目は、記載のとおりです。 １筆です。 面積は、記載のとおり。 理由は、記載のとおり、工事に伴い、現場事務所、職員駐車場、

	資材置場として使用するため、期間を延長するためでございます。 　本来は、令和５年の時点で提出いただくべき届出が未提出でしたので、今回届出いただきました。 　場所については、３ページをご覧ください。 　４ページには、航空写真を添付しています。 　次に、報告事項（３）合意解約通知について、でございます。 　議案書は、５ページからになります。 　２件でございます。 　貸人、借人、土地の所在等は、記載のとおりです。 　解約の理由につきましては、１番が、貸人が耕作を再開するため、２番が、借人がお茶の栽培をやめることになったため、合意解約するものでございます。 　２番は本人の体調不良のため、現在の届出となったものです。 　場所につきましては、１番が６ページ、２番が７ページをご覧ください。 　次に、報告事項（４）非農地判定の取消しについて、でございます。 　議案書は、８ページになります。 　１件でございます。 　こちらは、令和７年３月１０日の会議で御審議いただき、議決された非農地判定でございます。 　非農地証明通知証を所有者の方に送付したところ、まだ、農地として使用すると申し出がありました。 　３月１９日に事務局で、現地を確認したところ、議案書１０ページの写真のとおり山林化しておりましたが、所有者本人から、少しずつ農地に復元すると言われましたので、非農地判定を取り消し、農地台帳に戻しましたので、御報告いたします。 　以上で、報告事項を終わります。
議　長	ありがとうございました。 　報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 　議第７３号、非農地判定について、を議題といたします。 　本議題は、令和６年度に実施した利用状況調査において、再生利用が困難と判断した農地について、農地法運用通知により農地に該当しない旨の判断を行うもので、調査を終えた１７区について、非農地の審議を行うものです。 　関係委員の、説明をお願いします。
１４番委員 （鬼塚浩三君）	はい、議長。
議　長	はい、１４番、鬼塚委員にお願いします。
１４番委員	議第７３号、非農地判定について、議案書が１２ページから１７ページの番号１から３６まで説明します。 　全５０筆あります。

	議案書１８ページの写真で説明いたします。 最終現地確認は、中村推進委員と２名で確認してまいりました。 まず、１８ページの農地で、２筆です。 現地確認をしまして、農地の復元は不可能で周囲への支障もないと判断しました。 次に同じく、１９ページになります。 １筆です。 こちらも山林化して、農地への復元は不可能で、周囲への支障もないと判断しました。 続きまして２０ページです。 １筆です。 山林化しており、農地への道もありません。 所有者の方からも非農地にと要望がありました。 周囲への支障もないと判断しました。 次に２１ページの農地です。 １７筆あり、全て山林化しておりました。 次の２２ページもです。 このページは１４筆あり、いずれも山林化しておりました。 次に２３ページです。 １２筆あり、いずれも山林化していました。 次は、２４ページです。 １筆で、ここも山林化していました。 次は、２５ページです。 この地区は２筆あり、山林化しておりました。 以上で私の担当５０筆で、現地確認をしてまいり、非農地にしても何ら問題はないと判断してまいりました。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議　長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	（なしと言うものあり）
議　長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	（なしと言うものあり）
議　長	御質疑、御意見もないようですので、議第７３号、非農地判定について、は非農地として通知してよろしいですか。
	（異議なしと言うものあり）
議　長	御質疑、御異議もないようですので、議第７３号、非農地判定に

	ついて、は農地法第２条第１項の農地には該当しないため、非農地として通知いたします。 　次に移ります。 　議第７４号、農地法第３条の許可申請について、を議題といたします。 　関係委員の説明をお願いします。
９番委員 （戸次治夫君）	はい、議長。
議　長	はい、９番、戸次委員にお願いします。
９番委員	議第７４号、農地法第３条の許可申請について、番号１を説明します。 　譲渡人、譲受人は、議案書に記載のとおりです。 　土地の所在は、記載のとおり、地目は、台帳現況共に畑です。 　面積は、１，２９７㎡です。 　場所は、２８ページをご覧ください。 　４月７日に、現地確認に、坂口推進委員と事務局２名、譲受人の方が見えられ確認を行いました。 　ここの土地は、令和５年１０月に審議があったのが、この上の地域です。 　４、５筆あったと思います。 　これの隣接の土地で、そこに行く道が無かったような状況で、小さい道がありますが、人の土地ということで、購入したらここに作業道路を入れるということでした。 　譲渡人は、高齢の女性で、管理が出来ないということで、隣接した農地でもあり、譲受人等も知っておられて、やってくれないかということで、レモン、ザボン、甘夏等が植えられていて、そのまま引き続き経営をしていきたいということです。 　譲受人は、現在、水稲とサトウキビ、野菜等を作っておられます。 　農業年間従事日数は、２人で３５０日ということです。 　農地は、殆ど、耕作しておられます。 　保全的な部分もありますが、一生懸命にやっておられるようです。 　以上で、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願いします。
１４番委員	はい、議長。
議　長	はい、１４番、鬼塚委員にお願いします。
１４番委員	議第７４号、農地法第３条の許可申請の２番について、説明いたします。

	議案書は２７ページになります。 譲渡人、譲受人は、議案書に記載のとおりです。 申請地の土地の所在は、記載のとおりの２筆です。 地目は２筆とも、台帳現況共に畑となっており、面積は２筆合計で６，１６３㎡です。 譲受人の状況につきましては、会社員をしながら、両親、兄の家族４人で、果樹経営を行っています。 農作業年間従事日数は、譲受人が１５０日で、両親が２００日、兄が１００日となっています。 譲受人の耕作面積は、両親、兄と共に２４，１７２㎡となっており、甘夏を栽培されています。 申請地は、議案書２９ページをご覧ください。 構造改善の園地になります。 現地調査を４月７日に、事務局２名、行政書士、中村委員、譲渡人、私の６名で行い、農地の利用状況等を確認してまいりました。 甘夏を栽培されており、剪定も良くされていて、草刈りもしてあり、とても綺麗な園地で何ら問題はありませんでした。 従いまして、農地法第３条第２項の各号には該当せず、許可要件は満たしていますので、ご審議の程よろしくお願いします。
２番委員 （竹下正治君）	はい。議長。
議　長	はい、２番、竹下委員にお願いします。
２番委員	議第７４号、農地法第３条の許可申請３番について、ご説明いたします。 譲渡人、譲受人は、記載のとおりです。 土地の所在は、記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑で、面積が二つ合わせて、８，２８５㎡です。 譲受人の状況は、議案書に記載のとおりです。 畑の、１１，６３４㎡は、借入地です。 譲受人の状況につきましては、譲受人と奥さんの２人でやっておられます。 譲受人は、年間３００日以上、奥さんも１９０日以上従事されています。 耕作面積は、先程も言いました、借入地でデコポン、甘夏を栽培されています。 申請地は、３０ページをご覧ください。 現地調査を、４月７日に、事務局と譲受人、譲渡人、宮森推進委員と６名で行い、農地の利用状況を確認してまいりました。 周辺は、山林と竹林に囲まれていて、日当たりは南向きで、良い樹園地です。 ただ、周囲が山林と竹林なので、大風の後など倒木が樹園地へ倒

	れたり、竹が倒れてきたりするのが、不安であるということでした。 　現在、古い木を伐採して、苗木の植え替えをしてありました。 　前日に宮森推進委員と現地を確認に行ったときは、小さなユンボで、根っこを抜いて苗木の植え替えをされている最中でした。 　通作距離は５、６㎞で、自宅から１５分はかからないと思われます。 　従いまして、農地法第３条第２項の各号には該当せず、許可要件は満たしていますので、ご審議の程よろしくお願いします。
議　長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	（なしと言うものあり）
議　長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	（なしと言うものあり）
議　長	御質疑、御意見もないようですので、議第７４号、農地法第３条の許可申請について、は、許可してよろしいですか。
	（異議なしと言うものあり）
議　長	御異議もないようですので、議第７４号、農地法第３条の許可申請について、は農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。 　次に移ります。 　議第７５号、農地法第５条の許可申請について、を議題といたします。 　１番と２番は、私が担当ですので、私から説明します。
１番委員 坂本隆司君）	議第７５号、農地法第５条の許可申請の１番と２番について説明いたします。 　１番、譲渡人、譲受人は、記載のとおりです。 　土地の所在は、記載のとおりです。 　地目、台帳現況共に畑です。 　面積は、３７２㎡。 　利用目的、資金計画は、記載のとおりです。 　農地区分は、第３種農地です。 　申請地は、３４ページをご覧ください。 　７日に、事務局、行政書士と私達の５名で現地調査を行いました。 　この土地は市道なので、上下水道や側溝も整っています。 　住宅街としては良い所です。 　右側に農地がありますが遊休農地で、家のほうが北側になり農地

	は南側なので、日当たりの確保は十分かと思います。 　譲受人も、実家は直ぐ近くなんですが、道が無いので実家に家を建てるのは無理なので、探していて購入に至ったわけです。 　よって、現地調査の結果、農地法第５条の転用に係る許可基準には、個人住宅を建設するのも問題ないと判断してまいりましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。 　続きまして、２番を説明いたします。 　譲渡人、譲受人は、記載のとおりです。 　土地の所在は、記載のとおりです。 　地目は、台帳現況共に畑です。 　面積は、１６５㎡。 　利用目的、資金計画は、記載のとおりです。 　ここも、農地区分は第３種農地です。 　申請地は、１番で説明した土地で、分筆している所なので何ら問題ないと思います。 　自宅の車の出入りで、出るのに苦労されていたみたいなので、広げたいということで、購入されたわけですが、駐車場も兼ねた面積になっています。 　ここも、雨水や側溝はありますので、何ら問題はないと思います。 　現地調査の結果、農地法第５条の転用に係る許可基準に、問題ないと判断してまいりましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。
２番委員	はい、議長。
議　長	はい、２番、竹下委員にお願いします。
２番委員	議第７５号、農地法第５条の許可申請についての３番を、ご説明いたします。 　譲渡人、譲受人は、議案書に記載のとおりです。 　土地の所在は、記載のとおりです。 　地目は、台帳現況共に畑となっております。 　面積は、３３０㎡。 　転用目的は、通路、車庫、生活施設。 　申請地の奥に住宅を新築するにあたり、通路を拡幅する必要があるため、また、残りは、車庫および生活施設として使用するものです。 　第２種農地です。 　施設概要、資金計画等は、記載のとおりです。 　申請地は、３８ページをご覧ください。 　４月７日に事務局と譲渡人、行政書士、委員２名で現地調査を、行いました。 　申請地の周辺は、譲渡人の農地に囲まれていて、周囲の影響には何ら問題はないと判断してまいりました。 　通路はコンクリート舗装し、車庫、転回スペースの他に、生活施

	設として砂利を敷き、利用されるそうです。 　雨水は、自然排水です。 　計画書は、３９ページをご覧ください。 　左手の所が宅地になっていまして、譲渡人の土地ですが、ここに家を建て、そこへ行く通路を作るのに、今回、申請がありました。 　譲渡人は、御両親が亡くなられて、終活のために小屋や倉庫を壊して、負担にならないように頑張っておられるとのことでした。 　譲受人の奥さんが、従妹同士ということで、贈与で宅地と農地を譲り受けられるそうです。 　調査の結果、農地法第５条の転用に係る許可基準により、申請通り許可しても問題ないと判断してまいりましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議　長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	（なしと言うものあり）
議　長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	（なしと言うものあり）
議　長	御質疑、御意見もないようですので、議第７５号、農地法第５条の許可申請について、は農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。
	（異議なしと言うものあり）
議　長	御異議もないようですので、議第７５号、農地法第５条の許可申請について、は許可書を交付することに決定します。 　全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第２２回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 　皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第７条第２項の規定によりここに署名する。

議　長

署　名　委　員

署　名　委　員